様式第５号（第６条関係）

岩手県指令　　　第　　　号

住所

氏名（法人にあっては、その名称）

　　　　　年　月　日付けで申請のあった道路法等の適用を受けない公共用財産の使用（収益）（の許可の変更）については、次の理由により許可しません。

　　　　年　月　日

広域振興局長　印

１　使用（収益）を許可（変更）申請のあった公共用財産の所在地、種目及び数量

(１)　所在地

(２)　種目

(３)　数量

２　使用（収益）許可（の変更許可）をしない理由

３　教示

　(１)　この処分に対して不服のある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この通知を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に岩手県知事に書面をもって審査請求することができます。

　(２)　この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分の通知を受け取った日の翌日から起算して６か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）提起することができます。

注　不要の文字は、抹消すること。

（Ａ４）